

1．件名：関西電力(株)の各発電所における労働災害について

2．日時：令和元年11月7日(木) 15時30分～16時15分

3．場所：原子力規制庁 2階会議室

4．出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐、笠原係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、比企主任監視指導官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社 技術グループ チーフマネジャー 他1名

5．要旨

(1) 関西電力より、令和元年9月19日に発生した高浜発電所1、2号機安全対策工事におけるトンネル事故での協力会社作業員の負傷事案、令和元年10月31日に発生した大飯発電所3、4号機トンネル設置工事における協力会社作業員の負傷事案等について提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

○高浜発電所のトンネル事故について、原因は、分岐トンネル内の換気が不十分であり、エンジン付溶接機から発生した一酸化炭素が作業現場付近に滞留し、周辺で作業していた作業員が一酸化炭素中毒となったものと推定。これを受け、以下の対策を行った。

分岐トンネル送気管の設置

主な一酸化炭素の発生源であったエンジン付溶接機を電気式に変更

一酸化炭素濃度計の設置（3箇所）

休憩所内に酸素吸入器の設置

○大飯発電所のトンネル事故について、原因は、足場を確保して作業すべきところ、足場ではない型枠に登って作業を実施したため足を滑らせて落下したもの。対策は、足場上で作業できるよう足場の位置を変更する。

○これらの事象は直接原子力の安全に影響を与えるものではないが、労働災害防止に係る取組みとして、至近に発生した美浜、高浜、大飯発電所での労働災害について、その要因を踏まえ関西電力が主体となって対策を実施していく。

6．資料

・高浜発電所・大飯発電所における作業員の負傷に関する原因と対策  
および労働災害防止に向けた今後の取組み（案）

以上